第6回カーボン・オフセット制度運営委員会　議事録

日　時：　平成25年9月17日（火）　10：00〜12：00
場　所：　メルパルク東京　6F　ルミエール
出席者：　佐藤委員長、麹谷委員、澤田委員、篠崎委員、野崎委員、藤倉委員、
上席オブザーバー　一方井監督委員会委員長
環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室　熊倉室長、小林室長補佐、三好室長補佐、石井担当官
一般社団法人海外環境協力センター　佐々木次長兼主席研究員、松藤研究員、細埜研究員

議事次第：
1. カーボン・オフセット制度の運営状況等に関する報告
2. カーボン・オフセット第三者認証基準改訂に関する審議
3. オフセット・プロバイダープログラム基準改訂に関する審議
4. その他

●開会

事務局：　それでは、定刻となりましたので、ただ今から第6回カーボン・オフセット制度運営委員会を開催いたします。本日もお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。
　事務局を務めます気候変動対策認証センター、細埜と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
　開会に当たりまして、環境省地球温暖化対策課市場メカニズム室、熊倉室長より御挨拶をいただきたいと思います。室長、よろしくお願いいたします。

熊倉室長：　皆さん、おはようございます。
　私は今年の7月に、この環境省市場メカニズム室長に着任いたしました熊倉と申します。この委員会は初めてになります。どうぞよろしくお願いいたします。
　私は地球環境局は3回目でございまして、温暖化の分野は何回か携わったことがございますけれども、このカーボン・オフセットは非常に重要な分野だと思っております。大企業中心の自主行動計画が行われてきたわけでございますが、地域の取組、国民の取組、さらには中山間地域の取組といった幅広い分野で取組を進めていくためには、J－クレジット制度と、その受け手側になりますカーボン・オフセットが車の両輪だと思っております。

こういった運営委員会の中で、制度をしっかり作って改善して、皆様の信頼を得られるような形に持っていきたいと思いますので、今日の御審議も含め、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

事務局：　ありがとうございます。

●委員会成立

事務局：　それでは、本日の委員会の成立を確認いたします。委員数 8 名に対し、6 名御出席をいただいております。実際には現在 5 名で、麹谷委員が少し遅れているようですが、本日御出席という御意向は承っておりますので、実施規定第 11 条に基づき、本委員会の成立をここに確認いたします。

また、もし麹谷委員も御欠席となった場合にも、御欠席の委員より委任状を頂いておりますので、この場合にも委員の定足数は満たしてございます。

また、本日、上席オブザーバーといたしまして、監督委員会より一方井委員長に御出席いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

●配布資料の確認

事務局：　続きまして、資料の確認をさせていただきます。

皆様のお手元にクリップで留まっている一式の資料がございます。表紙に配布資料､資料 1 から資料 4 までございます｡過不足がございましたら､事務局にお申し付けください。

本日の委員会は公開にて行われます。審議内容は後日ウェブサイトにて公開いたしますので、その旨御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、本日の審議事項について、佐藤委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。佐藤委員長、よろしくお願いいたします。

議題 1．カーボン・オフセット制度の運営状況等に関する報告

佐藤委員長：　皆さん、おはようございます。台風が一日違いで通過してくれましたので我々も良かったのですが、台風当日でしたらどんなことになったのかと思います｡それにしましても､関西方面は大分雨がひどかったようですが､大丈夫でしたでしょうか。ということで、今日はよろしくお願いいたします。

まず資料 1 の説明をお願いいたします。

事務局：　どうもありがとうございます。

では、議事次第の 1 番目、カーボン・オフセット制度の運営状況等に関

する報告をさせていただきます。資料1を御覧ください。

今回の報告の対象期間といたしましては、前回第5回の運営委員会の開催日から9月13日までの報告となります。

認証等の状況はこちらにございますとおりです。対象期間内に関しては3件の認証、ニュートラルの認証は1件、累計はオフセット認証が67件、その他ニュートラルの認証が2社、ニュートラルの計画登録6社、オフセット・プバイダープログラム参加者が5社となっております。

3.機関の登録状況に関しては前回の御報告と特に変更はございません。こちらで◎、また○がついているところが認証機関、または検証機関として登録されている機関様になります。

2ページ目の（2）予備審査機関も特に変更等はございません。御確認ください。

4.他委員会開催状況として、この公告対象期間内に開催された委員会としては、オフセット制度の監督委員会が開催されました。先週、9月11日に開催されたものになります。

簡単に概要だけお伝えいたしますと、まず制度の運営がきちんと遂行されているかどうかに関して、委員会の傍聴、またヒアリングについて監督委員会の事務局から報告があり、特に体制等の不適合は見当たらなかった旨が報告されました。

次に、第三者認証プログラム利用者、特に認証ラベルの不正使用が行われていないかというものでしたが、昨年度末からサンプリングしております計6件のうち、未報告だった1件の結果が報告されました。特にこちらも基本文書に違反する行為はなかった旨が報告されております。

次に認証機関によるオフセット認証に関して、認証機関に訪問調査をした結果の報告がございました。こちらも重大な誤り等は見受けられなかったという旨が報告されております。

以上3点につきましては、監督委員会見解といたしまして、重大な指摘、今すぐに取消しをしなくてはいけないというものはございませんでしたけれども、何らかの制度の改善点が見受けられる点に関しましては、委員会見解が現在取りまとめられている最中でございます。

4ページ以降は別添といたしまして、認証を取られている取組の詳細になりますので、こちらはお目を通していただければ幸いです。

報告は以上になります。

佐藤委員長：　どうもありがとうございました。

ただ今の御報告について、何か御質問等がありましたらよろしくお願いします。

なければ一方井先生から監督委員会について御報告いただきたいと思います。

一方井教授：　ありがとうございます。

監督委員会の委員長を仰せつかっております一方井でございます。

内容につきましては、ただ今事務局から御説明があったとおりでございますが、監督委員会は年に2回委員会を開催しておりまして、半年ごとに運営状況等々を調査させていただいて、改善点がないかということを見ております。

事務局からもありましたように、大きな違反等はございませんでしたが、基本的に正確性、公正性と同時に制度の円滑性をバランスを取りながら見ておりますので、そういった観点から若干の見解を取りまとめております。

最終調整を今監督委員会の事務局の方で行っておりますので、最終見解が出ましたときには、どうぞ御対応をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

佐藤委員長：　ありがとうございます。

では、全体を通じて資料1について、御質問等がございましたらよろしくお願いいたします。

藤倉委員：　後ほどの議題にもありますけれども、プロバイダーで認証を取らないでカーボン・オフセット事業をやっているところがまだ世の中にたくさんあると思いますので、本制度に則ってきちんとやっているところにしっかりやってもらうのはもちろんですが、全くこのカーボン・オフセットの制度に乗ろうとしないような事業者に対して、環境省の室長もいらっしゃいますので、是非本制度に則るよう、またこの枠組みに入るように何らかの働きかけをしていただきたいと御要望申し上げます。

佐藤委員長：　ありがとうございます。

制度外のものについて、今後どういうふうに対応していくかということですね。

そのほかにいかがですか。

よろしければ次に進みたいと思います。

議題2．カーボン・オフセット第三者認証基準改訂に関する審議、

佐藤委員長：　続きまして、カーボン・オフセット第三者認証基準改訂に関する審議ということで、環境省より御説明をお願いします。

三好補佐：　それでは、議題2のカーボン・オフセット第三者認証基準改訂に関する審議ということで、昨年度開催いたしました「商品・サービス」型、「会議・イベント」型のカーボン・ニュートラルに関する小委員会で皆様に御議論

いただいたカーボン・オフセット、カーボン・ニュートラルについて、その中でも特にカーボン・オフセットの認証について底上げを図るべきという小委員会の提言を受けまして、今回カーボン・オフセット第三者認証基準の改訂につきまして、私どもはこういう形で改訂案を作りまして、これについて御審議をいただきたいところでございます。

お手元にございます資料 2-1、また資料 2-2 を御用意いただければと思います。

この認証基準の改訂案につきましては、資料 2-2 の各基準の中に、今回記載させていただいているところでございますが、お時間の関係で、この内容を概要としてまとめました資料 2-1 に沿って御説明をさせていただきたいと思います。

まず、この資料 2-1 の 2 ページを御覧いただきたいと思います。

本日御審議いただきたい第三者認証基準の改訂の審議内容について、ここに取りまとめてございます。

1 つはカーボン・オフセット認証については、これまでもお話しました小委員会等の御提言を受けての温室効果ガス排出量の算定方法とオフセット量の 2 点でございます。

カーボン･ニュートラル認証につきましては､実は今年度に入りまして、カーボン・ニュートラルの認証の審議はカーボン・オフセット制度登録認証委員会で行っておりますが、この審議の中で、事業者様の御負担が見受けられる審議内容がございまして、これについてデータの精度の確保を図りつつ、事業者様の御負担を軽減できないかということについての改訂の御審議をいただきたいものでございます。

まず、カーボン・オフセット認証についてでございます。次の 3 ページを御覧いただきたいと思います。

温室効果ガス排出量の算定方法及びオフセット比率の改訂についての私どもの改訂素案の内容でございます。

上の青い四角囲みにチェックが 2 つございます。

まず上のチェックですが、カーボン・ニュートラルとカーボン・オフセットのルール共通化を見据え、先ほどから申しております小委員会において整理されたカーボン・ニュートラル認証の考え方を基にしまして、排出量の算定方法を整理していく必要があると考えられるものでございます。

また、昨年度、グリーン購入法の中でプレミアム基準の考え方が整理されました中、カーボン・オフセット認証において、最低限必要な事項を明確化すべきという声が多方面から挙がっているところでございます。

それを受けまして下の表を御覧いただきますと、カーボン・オフセット

につきましては、皆様御存じのとおり、①排出量の認識、②削減努力、③埋め合わせ、④検証・認証という４つのステップがございますけれども、この中で表の下段を御覧いただきますと、現行のカーボン・オフセット認証では排出量の認識についてはオフセットの対象とする算定範囲が定められておらず、オフセットをされる主体の皆様が自由に排出量の算定範囲、一般にバウンダリと申しますが、これが設定できている状況でございます。

また、③の埋め合わせにつきまして、このカーボン・オフセット制度は昨年度から開始しておりますけれども、旧制度、気候変動対策認証センターがこのカーボン・オフセット認証制度という前制度を始めました約５年前、当時は25％という形で開始しております。

これが数年を経て、３年ほど前に50％以上ということで多くの方にこの制度に手を挙げていただく普及段階から少しずつ底上げをしてまいりました。ここで今回 100％以上の埋め合わせでどうかというところでございます。

排出量の認識、埋め合わせについて今回御議論いただきたい内容を４ページ以降で整理してございます。特に排出量の認識については認証対象ごとに算定対象の範囲の考え方を整理しました。これにつきまして４ページ以降の説明をさせていただきます。まず４ページでございます。

認証対象活動ごとの算定対象範囲の考え方でございます。現在、カーボン・オフセット認証につきましては、４つの認証対象の類型がございます。この４つのうちのⅡ型といわれる「自己活動支援」につきましては今回省略させていただくとしまして、Ⅰ−1型の「商品・サービス」、Ⅰ−2型の「会議・イベント」、Ⅰ−3 型の「自己活動」につきまして、それぞれのライフサイクルを考慮した算定対象範囲の考え方を以下のように整理してございます。

「商品」につきましては一般に商品のライフサイクルと呼ばれるもの、「サービス」や「会議・イベント」といわれるものにつきましては、企画や準備、調達の段階から提供・利用、開催、その後の処理・撤収という部分。「自己活動」につきましてはサプライチェーンでもまとめられております、自らが排出する部分、そして間接的に排出する部分のスコープ 1、2と、その他の間接的な上流部分、下流部分のスコープ３という形で、これをそれぞれの認証対象活動ごとに並べて、分かりやすくここでは整理をしているところでございます。

次の５ページでございますが、少し文字だらけで読みにくいところがあるかと思いますので、端的に整理をさせていただいた形でお話をさせていただきます。

上の青い囲みの上のチェックでございます。算定対象範囲はなるべく広くとることが望ましいというところで、認証区分ごとに必ず算定すべき範囲を定めるとともに、ライフサイクルにおいて主要な温室効果ガスの排出源については可能な限り対象範囲に含めていただきたいという考え方に基づき、算定対象範囲を整理するものでございます。

これは4ページにそれぞれの対象活動ごとに上流部分から下流部分までそれぞれあるところでございますけれども、そのうちで必ず算定していただきたい範囲を定めた上で、それ以外につきましては可能な限り算定対象範囲としていただけないかというところでございます。

下のチェックにつきましては、そうは言いましても、この全体を算定対象としてこれをモニタリング算定するというのはオフセット主体、事業者の皆様の大変な負担になります。そこで、負担軽減の観点から合理性と保守性のバランスの下で柔軟な算定が行えるということで、例えば従来からございます公的機関により公表された標準値、または一定の精度を確保可能な測定管理方法に従って計測された固有値、一般にこれはデフォルトと呼ばれるものや精度の確保という点から保守的な算定方法というものでございますけれども、こういうものを認めてはどうかというものでございます。

一例としまして、左下の部分で言いますと、Ｉ-1型「商品」の原材料調達の部分では例1として3EIDというようなデフォルト値、一般に使われている数値を使えないか、また例2としましては、原材料の構成比全体を突き詰めていくのは大変なコストと時間がかかりますので、全体の8割程度の主要な部分だけのデータを集めればいいのではないかということで整理できないかというものでございます。

右下については、排出量の把握が難しい、消費者の活動に係る部分の排出量や人の移動に係る排出量の把握は難しいという部分がございます。

例1として商品の使用に係る排出量の算定というところで一定のシナリオを設けたらいいのではないか。例えばこれまで乗用車のオフセットというものも認証以外でも事例があったわけでございますけれども、乗用車につきましても耐用年数を超えてヴィンテージカーのようにお使いの方もいらっしゃいますし、一方で使用してから不慮の事故等によって数カ月で全損ということで廃棄せざるを得ないという実例もございます。

例2として、例えば会議やイベントの参加者の場合、本日のような特定の委員の皆様や参加を登録されて拝聴いただいている方であれば算定はある程度は把握することができますけれども、数百人単位、数千人単位のイベントであれば、これを把握するというのは物理的に不可能でございます。

こちらを例えば一定の地域から保守的に設定するということでオフセット主体、事業者様の負担軽減を図れないかというものがこの算定の考え方でも認められるのではないかというところを事前に頭に置いていただけたらと思います。

次の 6 ページ以降が実際の各認証対象活動の対象範囲の設定でございます。

まずⅠ−1 型「商品」でございます。商品といいますと、やはりこれは消費者の皆様にこの商品を活用するときに、どういうところが排出されて埋め合わせをしているのかをお考えいただくときに、やはりこの商品の原材料の調達の部分やこれを製造する生産段階が主要かと思います。

下の方に先ほどの 4 ページで整理したものを具体的にどういう内容が排出量として考えられるのか整理しているところでございますが、やはり主体として考えるものについては原材料の調達、生産、ただし、この原材料や生産についても主要な商品本体であるのか、また付属品といわれる、例えば取扱説明書や付属のコード、一方でパッケージや緩衝材といった副資材というものもございます。これら全てを算定対象とすることが非常に理想的でございますが、全てを細かく見るのは大変計算も煩雑でございます。そのために商品本体を構成する原材料の製造や輸送、また商品本体の製造に係る部分については必須として算定対象に含めていただき、また商品の流通、使用や維持管理、廃棄、再利用については任意として、その中でも特に使用や維持管理については分かる範囲でこれを算定していただけないかという「推奨」でどうかというものでございます。

続きまして 7 ページがⅠ−1 型「サービス」の算定対象範囲の考え方でございます。

一般にサービスにつきましては、どういうサービスを行うのか企画をしていただき、またこれの調達にかかる部分、調達された部分を実際にこのサービスを利用される方に提供したり利用したり場合のエネルギー、これらの後処理という部分がございますが、ここについては提供・利用に係るエネルギーが中心になるのではないか。一方で提供・利用に係る部分についても必須とは言いつつ廃棄物であったり、例えばクリーニングであればタグやハンガーをどうするのか、宅配事業であればそれに付いてくるレシートや商品の配送伝票などについても全て算定するのは大変だということで、提供・利用に係るエネルギーはこれを必須として、それ以外の部分については任意ではどうかということで整理させていただいたところでございます。

8 ページはⅠ−2 型「会議・イベント」でございます。

イベントのライフサイクルのうち主要なところといいますと、会議の開催、参加に係る排出源を算定対象範囲に含めていただきたい。個々については下の表を御覧いただければと思いますが、当然、企画や準備から会議の撤収まで、実際には会議・イベントのライフサイクルとしては全体があるかと思います。

本日の運営委員会で言いますと、この運営委員会をどのように開催するのか、移動に関する部分も企画・準備での排出量もございますし、運営委員会開催後の撤収でも当然エネルギーは必要になってくるわけでございます。しかし、この運営委員会での主要な部分というのは、本日この運営委員会で必要な、例えば照明や空調といったエネルギー、そして開催主体であります私ども環境省や開催事務局の移動に係るエネルギー、ここでは特定参加者と書いてありますが、本日お集りの委員の皆様の移動にかかるエネルギーは重要であろうと。一方で例えば本日参加される方のうち、不特定の方やまた宿泊を伴う方のエネルギーについて全てを算定するのは大変ですし、開催の規模等によってはなかなか排出の算定が難しいという部分については任意とすることでどうかというものでございます。

今回、このⅠ-1 型から 6、7、8 ページとそれぞれ算定対象範囲を活動ごとにまとめましたが、それぞれのライフサイクルのうち、オレンジ色の部分については必須、その中でも赤枠の部分については確実に算定対象範囲として含めていただきたいということで整理をしたものでございます。

続いて 9 ページ、Ⅰ-3 型の「自己活動」についてでございます。

こちらにつきましては、算定対象範囲の設定ということで、先ほど示しました中でスコープ 1、2、3 という自己活動、組織活動、事業活動を勘案しますと、現在Ⅰ-3 型の自己活動オフセットの算定対象範囲とカーボン・ニュートラル認証の算定対象範囲が全く同じでございます。ニュートラル認証につきましてもスコープ 3、例えば上流や下流の部分、具体的には原材料の調達だけに限らず、例えば多くの方から実際に代理店の皆様との通信手段や社員の出張という部分は任意という形で設定してございますが、こういう形で算定対象範囲がオフセット認証とニュートラル認証で全く同一ということで分かりにくいものがあります。

ここでⅠ-3 型の自己活動オフセットをカーボン・ニュートラル認証ということでひとまとめにできないかというものも当然ここでは想定され、再整理できないかというものでございます。

一方で、このニュートラル認証と自己活動オフセットには 2 つの大きな違いがございます。1 つはニュートラル認証は ISO に準拠しているということ、そして削減努力の定量化を求められているものでございます。ニュ

ートラル認証では実際にこのスコープ 1、2 のエネルギーをどれぐらい減らしたか、数量や割合等の定量化の削減を求められております。この定量化を求められていることで、実際に定量化されたものが正しいかどうか第三者の検証を受けることになっております。

検証を受けた上で定量化されて削減された部分が正しく 100％埋め合わせをされているのか、これがカーボン・ニュートラル認証のそれぞれのステップで重要な内容になっております。

一方で、カーボン・オフセット認証では削減努力は定性的なもので、内容としては十分という形になっています。例えば事務所がカーボン・オフセット認証を自己活動、事業活動で手を挙げたいという場合については、ゴーヤカーテンや社員の使っていない電気のスイッチオフの励行というもので十分になっております。つまりそういう定性的な内容でオフセット認証は十分であり、算定排出量の 100％の埋め合わせ等については認証機関の確認のみで済むということで第三者検証は必須ではございません。

こういうところで負担感が少ないということで、オフセット認証とニュートラル認証の違いはございますが、現在Ⅰ−3 型のオフセット認証は幾つか事例はございますが、厳密に事業活動のオフセット認証は旧制度から含めまして実際にはごくわずかの認証しかございません。

こういうこともありまして、ごくわずかのオフセット認証が今後も認証ということで手を挙げていただくのか、そういうこともございまして再整理してはどうかという御提案でございます。

これまでお話した内容を次の 10 ページにまとめてございます。

①の排出量の認識については、下の方に青い枠で囲んでございますが、Ⅰ−1 型の「商品」、Ⅰ−1 型「サービス」、Ⅰ−2 型「会議・イベント」、Ⅰ−3 型についてはカーボン・ニュートラル認証と再整理してはどうかという御提案でございます。そして埋め合わせについては、これまでの普及の段階から含めまして、今回は 100％以上ということでオフセット認証を取る信頼性の確保ということで、オフセット主体、事業者の皆様がこのオフセット認証ラベルを見ていただく消費者やステークホルダーの皆様の信頼性確保ということで整理してはどうかというものでございます。

これらの排出量の認識につきましては、この資料 2−2 で言いますと 6 ページから 8 ページに整理してございます。また、埋め合わせ量 100％については資料 2−2 で言いますと 9 ページに整理してございます。

今回、この第三者認証基準の改訂については、もう 1 点、カーボン・ニュートラル認証の状況について出てきたデータの精度の確保について。こちらが 11 ページでございます。

現行のニュートラルの認証基準につきましては、固体燃料の使用量、この固体燃料についてはどのような固体についてということで定めがございませんが、固体燃料の使用量が 100t 以上の場合は固体燃料の認証に由来する CH4 メタン、N20 一酸化二窒素の排出量の算定に用いる係数（単位発熱量及び排出係数）は、供給値または実測値を使用しなければならないという形になっております。つまり、ある数量以上になれば、この単位発熱量・排出係数、特に排出係数についてメタンや N20 についても実測をほぼ求められているというところでございます。

一方で、温対法（算定・報告・公表制度）では、固体燃料の燃焼に関する当該ガスの CH4、N20 については算定における係数はデフォルト値を使用することが認められております。

また、このクレジットの創出に係る J-クレジット制度についても、薪の燃焼については、この係数はデフォルト値を使用することが認められております。

今回、ニュートラル認証については、この薪由来、特に木質系の燃料について、100t を超える場合にこの問題が生じました。

一方で皆様御存じのとおり、この CH4 や N20 の排出係数を求める場合には厳密なモニタリングが必要になってまいります。ところがある程度薪とか木質系を燃焼される事業者の方には中小規模の事業者の方も大変多うございます。こういう皆様に実測値でメタン、N20 の排出量の算定を実施していただくということは負担感が大変多うございます。モニタリングの機器や精度、時期、こういう負担感を軽減していただけないかということと、もう 1 つは温対法や J-クレジット制度では係る係数はデフォルト値が認められているということで、修正案としまして、他制度との整合の観点から薪由来の CH4 や N20 の単位発熱量及び排出係数についてはデフォルト値の使用も可能にしてはどうかという御提案でございます。

この内容につきましては、資料 2-2 の第三者認証基準の 41 ページに整理しているものでございます。

このほか、参考としましては先ほど 5 ページで申しました排出量の算定におきまして、例えば排出係数等はデフォルト値でいいのではないかというものにつきまして、標準値のデータベースの一例を整理しているものでございます。

14 ページにつきまして、「会議・イベント」についての用語の定義、例えば開催主体や開催事務局とはどういう方を表わすのか、特定の参加者や一般参加者の方はどういう方を表わすのかを整理しております。

もう 1 点、これは今回の認証基準の改訂に係るものではございませんが、

参考の③として、情報提供として15ページに整理しております。正しいオフセットラベルの表示方法や誤解を招く恐れのある表示方法、これをカーボン・オフセット認証の手引きについて積極的に紹介しようというものでございます。

これも幾つか今回認証ラベルを取られた事例であったものでございますから、手引きの内容を改訂しまして、多くの消費者の皆様に誤解のないオフセット認証を御紹介し、活用いただきたいというものでございます。

例1の左側、例えば缶ジュースを商品としてオフセットする場合には、ラベルといくばくかの情報でよろしいかと思います。一方で右の方は例えばサービスでございますけれども､缶ジュースの流通･小売をされる方が、この商品の陳列や維持管理、一般には照明や冷やすということでサービスをしてオフセットされる場合は白い枠のように何らかの情報提供をしていただくことによって誤解が生じる恐れを排除できればというものでございます。

下のパンフレットへのオフセットラベルの表示で言いますと、例えばカーボン・オフセット旅行というものも考えられますし、このパンフレット自体をオフセットするという事例も考えられるかと思います。

左の場合は、カーボン・オフセットに限らず、旅行のパンフレットについてオフセットされる場合には、例えば多くの冊子にございますとおり、冊子の裏表紙に多くの環境表示とともに併記していただくことができるかと思います。

一方で、カーボン・オフセットのサービスの旅行の場合には、パンフレット全体がカーボン・オフセット旅行を示す場合には特段の表示は必要ないかと思いますが、多くの総合型の旅行会社様がオフセット旅行を紹介される場合には、どういう旅行がオフセットのプランなのかということを説明していただくのが必要ではないかということで、この手引きについて積極的に紹介していきたいと考えているところでございます。

議題2、資料2-1、2-2については以上でございます。

佐藤委員長：　どうもありがとうございました。

それでは、資料2-1、2-2について、御意見、御質問等があればお願いいたします。

なお、発言される場合は指名してまいりますのでプレートを上げていただきたいと思います。それでは篠崎委員。

篠崎委員：　とりあえず意見を1つと質問を1つお願いします。

意見としては、先ほどから今回の修正はどちらかというと事業者の負担を軽減するということがずっと語られていましたけれども、もちろんそれ

も必要なのですが、一番の目的はやはりオフセットを普及するためにできるだけ分かりやすい仕組みで、参加者も事業者も理解しやすいものにするということだと思っております。

今まではオフセットといっても商品ごとにどこをオフセットしたのかわからなかったので、事業者としても困りますし、これはオフセットしているのだということで購入する参加者も、何がオフセットか結局は分からないということがあったと私は思っています。事業者の負担軽減だけを目的にすると、逆にそれはオフセットの普及につながらないということになっても困りますので、事業者の負担軽減はもちろんですが、あくまでもやはりこれは参加する人たちにも分かりやすいものにしていくのだということを是非考えながら、私はそのつもりで発言しているつもりなのですが、そういうことをもっと入れていただきたいと思います。

Ⅰ-3 型がなくなるということで、非常に取組が少ないということで、大した影響がないのならそれでも良いと思うのですが、できましたらⅠ-3 型の取組が何件ぐらいで、どのような事例があるかということを教えていただきたいと思います。

三好補佐：　御質問ありがとうございます。

Ⅰ-3 型につきましては、事務局の方から現在の認証状況について御説明いただくといたしまして、最初の御意見につきまして、私の説明等がつたなくて申し訳ございません。

やはり今回の改訂、今回御議論いただいたものをパブリックコメントにかけまして、基準の改訂は篠崎委員がおっしゃられるとおり、カーボン・オフセットというもの、特に認証を取られる方が分かりやすく、多くの方から信頼性を確保していただくことが一番であるということは当然私どもも考えているところでございます。

その中で、排出量の算定を明確化するということで、これまでオフセット認証をされていた方、またこれから考える方について、いきなりの御負担を求めるというところも、やはりオフセット認証に今まで以上に手を挙げていただくということで、デフォルト値や従来の仕組みを活用できないかと思ったものですから、それが少し前面に出過ぎてしまったようで反省をしているところでございます。

事務局：　Ⅰ-3 型についての御質問ですが、現制度で六十数件オフセットの認証が出ているうち、Ⅰ-3 型で特に組織の活動をオフセットしている事例は実は 1 件となっています。

そのほかに、実はⅠ-3 型は他に数件事例がございます。

もう一度資料 2-1 の 9 ページ、上の四角の 2 個目のチェックをご覧くだ

さい。

少し補足の説明になりますが、Ⅰ-3型はそもそも組織のオフセットではなく自己活動オフセットというふうに整理されております。そのため自己の活動であるというところから少し大きな解釈をとって、例えば企業が出すCSR報告書や、面白いところでは中学校の授業といったものもこの自己活動オフセットの範囲内で認証されておりました。

そういった点から見ますとⅠ-3型は現段階で、それでも数件という程度なのですが、こちらは認証されております。

このⅠ-3型をカーボン・ニュートラル認証に再整理した場合、今までのCSR報告書や学校の授業等はどのように整理されるかというところが9ページにある例になります。

例えばCSR報告書ですと、こちらはⅠ-1型の商品となっておりますが、販売を目的としたものではなく、あくまで有形物です。物というところで基本的には算定対象範囲は「商品」型と同じもので算定していただけるだろう。または1つの例として学校の授業は、もちろん組織の活動の一部と考えることもできますが、こちらはある一定の範囲、期間内で、また1回で終わるものでもございますので、これはあくまでイベントという形で算定をしていただけるのではないかということで、Ⅰ-3型の自己活動の中に含まれていた組織の活動以外の活動に関しましても、再整理後他の型で算定することが可能となっておりますので、その他への影響も非常に少ないものと考えております。

佐藤委員長：　よろしいでしょうか。このほかにございませんか。一方井先生、何かありましたら。

一方井教授：　会社全体がカーボン・ニュートラルにするという場合はどこに入るのでしょうか。

事務局：　カーボン・ニュートラル認証の方です。今回の御提案の末にⅠ-3型がカーボン・ニュートラルの方に再整理されれば、そちらで全て読めるという形になります。

佐藤委員長：　よろしいでしょうか。はいどうぞ。

篠崎委員：　今、算定がデフォルト値でいいということになっていますが、算定に係ることであると、例えば算定のガイドラインというのは今ありますが、それは修正されるのかどうかということが第1点です。

それから、類型というのを、文字だけではなかなか分かりにくいので、もう少し分かりやすく事例を挙げて説明をしていただきたいと思います。そうなりますと今の情報提供ガイドラインとかぶってきて、そちらの修正が必要になってきたりして、全般的なガイドライン、手引きの改廃が必要

になってくるのではないかと思いますが、その辺のことについてどのようなお考えでどう進めていくかということを質問させていただきます。

三好補佐：　御質問ありがとうございます。

現在、このカーボン・オフセット制度は環境省が進めておるわけでございますけれども、カーボン・オフセット制度を始めるに当たりまして、私ども環境省が2008年2月に「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」というものを定めました。当時、京都議定書の第一約束期間開始前ということもございまして、カーボン・オフセットについて我が国で大変多くの方に取り入れられているという中で、環境省としてどういう形でカーボン・オフセットを実施していただくのかをまとめたものでございます。

そして、この指針を定めました後に、今、篠崎委員からもお話がございました算定のガイドラインや情報提供のガイドラインというものを定めてきたところでございます。

「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」を定めましてから6年近くがたち、現在の状況等を勘案しまして、やはり内容等を再度見直す時期にきているかと思っております。

そこで私どもは、できましたら年度中に指針について改訂を行い、またこの指針の改訂に当たりましては、篠崎委員からお話がありました各種ガイドラインにつきましても以前から多くのガイドラインがあって分かりづらい、また一般の方にも分かりやすいものになっているのかという御指摘もいただいておりますので、指針の見直しと併せて、もしくは指針の見直し後にこれらのガイドラインの整理、改訂を進めていくことによって、多くの方にカーボン・オフセットを活用いただくに当たって分かりやすいものにしていきたと考えているところでございます。

篠崎委員：　ということは、指針と併せて年度内の改訂を目指しているということでよろしいわけですね。分かりました。

佐藤委員長：　それでは、資料2-1で御説明いただいたのですが、その御説明に沿って文字に落としたのが資料2-2です。説明どおりに文章がちゃんとなっているかどうかというチェックも必要だと思っております。

皆様から特段御質問がないようですが、後で読んで分からないところがありましたら、またおっしゃっていただきたいと思います。

私から少し申し上げますと、例えば9ページの2.3.10の最後のところですが、「申請者は～」と書いてあるところですが、下から2行目に「オフセット量を当該算定排出量以上にしなければならない」とありますが、この「当該」というのは何を指すのですか。

よく分からないのは、実績値で算定した排出量と、当該算定排出量との関係が、読んでいると「異なる場合は」というと、結局どちらになるのかもよく分からないのですが、「当該」というのはどちらを指すのでしょうか。

三好補佐：　御質問ありがとうございます。委員長自ら御質問いただき恐縮でございます。

こちらの「当該」につきましては、基本的に認証対象活動実施後の実績に基づいたものでございます。ですから 2.3.8 で算定した排出量、ここの文章をもう少し分かりやすくしなければ「当該」が続かないので、そこはおっしゃるとおりでございまして、この下から 2 行目のところは 2.3.8 において算定した排出量、これは実績に基づいて算定した排出量とほぼ同じ意味でございますので、ここを再度整理した上でパブリックコメントにかける前に、再度委員長始め皆様に御覧いただきたいと考えております。

佐藤委員長：　ありがとうございます。

もう 1 つですが、資料 2-1 で◎、○、△ということで御説明いただいたのですが、それが資料 2-2 にそのとおりには当然書いていないわけですけれども、例えば資料 2-1 の 5 ページの左側の例 2 で「80%以上を上回ればよい」と書いてありますが、こういうことはどこに出てくるのでしょうか。

申請者が 8 割以上出さないといけないというのはどこを読めば出てくるのでしょうか。

事務局：　事務局からお答えいたします。

5 ページの下段の例示にかかわるところかと思いますが、こちらに関しましてはあくまで算定をどのようにしていくかという、基準よりもそれを実際に落とし込んだ際のものですので、こちらは申請のガイドラインの方で例示を含めて御説明させていただきたいと思っております。あくまで基準に反映される部分といたしましては、合理性や保守性、オフセット認証にかかわる算定の基本的な考え方に関しましては基準に既に反映されているところでして、これを実際に事業者の皆様が算定するときにどういうふうにやっていただきたいかに関しましては、申請の手引きがございますので、そちらに必ず入れさせていただきたいと思っております。

佐藤委員長：　ありがとうございます。

篠崎委員：　算定ですが、今回デフォルト値という言葉が出てきました。今までは標準値など違う言い方がされていたと思うのですが、デフォルト値というのは資料2-1の13ページでいう標準値データベースのことを言っているという解釈でよろしいのかというのが 1 点と、もう 1 つは、算定が非常に簡素化されたということをおっしゃっていましたが、従来から実測値ではなくても標準値に基づいてオフセットは算定してもいいということになってい

ました。算定ガイドラインにあるレベル 1、2 というものはなくなってしまったのか分かりませんが、どの辺がそれで簡素化されたのかがよく分からないのですが。

佐藤委員長：　デフォルト値と簡素化について 2 点あります。よろしくお願いします。

三好補佐：　御質問ありがとうございます。

少しデフォルト値という言葉を使い過ぎておりましたが、一般には標準値と言われるものと御理解いただければと思います。説明が整理できておらず、誠に申し訳ございません。一般には 13 ページの括弧にございます標準値ですとか固有値を御使用いただけたらということです。

また、算定について簡素化ということで、これまでも既にありましたような標準値、固定値をお使いいただけるということであったわけでございますが、そこにつきましてはこれまでは算定対象範囲をオフセット主体の方がある程度自らが設定できる中でその数値をお使いいただいていたというところがありますが、今回は一般の方にオフセットの範囲が分かりやすくということで、確実に排出量として含めてくださいというものを入れてきているところでございます。その中で従来と違う算定方法をしなければならないというオフセット主体、事業者の方も大変多いかと思いますので、そういう方々に、その場合にはこういうような標準値や固定値を使ってもいいですよというものをお示ししていると御理解いただければと思います。

篠崎委員：　今のお話ですと、算定対象範囲が明確になったので計算しやすくなるということであって、計算方式そのものというのは従来と変わらないという解釈でいいわけですか。

計算の標準化というのは前からなされていて、あえて今回すごく標準値を使うことで簡素化されたというのではなくて、それは従来もそうだったのではないですかと。そうではなくて、今のお話だと、範囲を明確にしたから計算しやすくなるとか、範囲を特定しやすくなるという解釈でいいわけですか。

三好補佐：　範囲を明確にしたということで言いますと、これまでもしっかりと範囲を明示されて計算されてらっしゃった方については今までと同様かと思います。一方で、説明に少し抜かりがありましたが、排出量の認識のところで排出量の算定の部分が、例えば廃棄の部分のみや流通の部分のみという形でのオフセット認証もこれまではございました。そういう方々が、これからはやはり消費者の方に分かりやすいオフセットを取ろうということで、製造や原材料の部分を含めたときにどう計算したらいいのか、計算の仕方は数量と排出係数を掛ければいいのでこの計算式は一緒だけれども、このデータはどこから持ってくればいいのか、自分たちのモニタリングがなか

った場合にこのような標準値や固有値をお使いいただける、これは従来の計算方法と同じ。

一方でその範囲はこれまで以上に使う方にとって分かりやすくしたということでございます。

篠崎委員：　分かりやすくしたというよりも、基準ができてここをやりましょうということになったわけだから、今までのままではオフセットの許可が下りないわけですよね。そういう話ですね。

澤田委員：　資料 2-2 の 6 ページですが、範囲として必須の部分、例えばⅠ-1 型の「商品・サービス」オフセットの場合はその商品であれば商品そのものと調達に関するところというのは書いてあるのですが、その下に、「付随する活動を含めてもよい」という書き方をされているのですが、今までのお話を聞いていますと、商品そのものと、その商品の原材料に関しては必ず入れてくださいと。例えばその付随する活動を含めた場合に、商品そのものについてはあまりオフセットされていなくて、付随する活動の方の削減のメインになってしまうという形にならないのでしょうか。書き方としてコアな部分は必ずオフセットしてくださいと。付随する活動を含めてもよいというと、そちらで削減してもいいという捉え方になるのではないかと思うのですが。すみません、よく伝えられないのですが。

佐藤委員長：　ではその点について。

三好補佐：　御質問ありがとうございます。

6 ページの表の該当する認証対象活動の表現ということで、必須と私どもが整理しているものが上段にあり、その下に米印（※）をつけて「付随する活動を含めてもよい」という形になってございますが、澤田委員の御質問を勘案しますと、「含めても」というところがどうなるのかというところがあるかと思います。ここについては次の 7 ページでは必須というところでは整理はしておりまして、その中で「含めてもよい」とは別書きにはなっておりますけれども、この表現ぶりがもう少し分かりやすく、例えばこちらは「商品の原材料調達、生産に係る活動」の部分の他にと言ったらおかしいですけども、上部以外に付随する活動とか、何かそのように表現を修正したいと思います。

佐藤委員長：　よろしいでしょうか。藤倉委員。

藤倉委員：　今の分かりやすさに関連して確認ですけれども、例えば今日お示しいただいた資料 2-1 の図のようなものが、今日は制度文書ということで 2-2 しか示されていないのですが、参考文書の手引きに記載されるということも併せて、あるいはこのように書きますよということも併せて出していただけると分かりやすいのではないかと思いました。そういう御予定でしょう

か。

三好補佐：　その予定でございます。また記載する内容につきましても、お使いになられる方に分かりやすい表現を勘案しまして、手引きに載せたいと考えているところでございます。

佐藤委員長：　よろしくお願いします。

野崎委員：　違う方面からのお願いになるのですが、信頼性を確保するという点で認証の役割は重要だと思います。そのときに、今例えば資料 2-1 の 5 ページにガイダンス的なものを御準備されて、算定に関しては一般の理解を深めていくということですが、5 ページの右側にあるように、例えば「イベント」型の場合というのはある程度合理的な部分をそれぞれの認証機関が結果的には判断しなければいけない場面というのは必ず出てきます。そのときに移行の当初というのは判断事例が積み重ねられていないので、その情報共有やコミュニケーションを是非円滑にしていただいて、あまり差が出ないような仕組みを作っていただきたいと思います。

三好補佐：　ありがとうございます。特にその当たりは検証、認証を受けられる方にとって、この算定で正しいのかどうか御判断いただく大変重要なところだと考えております。後ほど事務局から補足をいただきますが、実は今回、先週行われました監督委員会においても、このような排出量算定の根拠をどのような形で明示していただき、確認をいただくかというところについては議論になりました。

　例えば例 2 にありますように、イベントの参加者の駅がそこで本当に保守的として判断できるのか。例えば県庁所在地の設定で、これが根拠としていいのかどうか。これは今後多くの事例や認証機関、検証機関の方との研修会を通じて御判断いただければ、ただしそれは当然保守的にと言いますけれども、確実に信頼性の確保ができるような仕組みというものを私どもの制度の中で担保していく、これによって認証、検証についても多くの方が御負担ないもの、信頼性の確保ができるように制度に持っていきたいと考えております。

佐藤委員長：　ありがとうございます。他にいかがですか。

篠崎委員：　今回の提案の中には入っておりませんけれども、資料 2-2 の 9 ページに使用できるクレジットというのが書かれておりまして、前回も申し上げましたが、やはり国内クレジットが入っていないということについて、京都クレジットもあと 2 年ぐらいで使えなくなりますと、恐らくこのオフセット制度で使えるのは、都道府県も含めて新しい J-クレジットもいくらかは出てくるかとは思いますがほとんど J-VER だけになってくると、非常にこの制度そのものがもう J-VER のためのオフセット制度になりかねないとい

うことを大変危惧しておりまして、やはりオフセットをもっと広めていくためには、今回は経済産業省さんの方で CFP のオフセットをやられていますけれども、そちらでは JVER でも国内クレジットでも、いわゆる国で認められているものは全て入ってくるという形で、今は CFP だけで進んでいますけれども、そういうことも考えていたときに、どういう理由でそれが入らないのかということを、ここですぐにはお答えいただけないと思いますが、是非オフセット制度を広げていくという意味ではそこのところを考えてやっていかないと、非常に狭いもので 2 つの制度がこの国にできかねないということを危惧しておりますということを申し上げます。

三好補佐：　御意見ありがとうございます。

前回の委員会でもそのような御指摘をいただきまして、また他の委員の皆様からも別の御意見もいただいたというところで、今後クレジットの活用にいては 1 回限りの委員会ではなく、数回重ねて、今篠崎委員からもお話がありましたとおり、2 年後、3 年後、京都クレジットがほぼ我が国で使うことが困難になるという中では、当然そのような問題について、御意見、御審議いただくことになってくるかと思います。これについては今回は御意見として賜りまして、また引き続き委員の皆様からその都度その都度で御意見がございましたら私どもとしましても勘案していきたいと考えております。

佐藤委員長：　よろしいですか。

そうしましたら、パブコメに出て行くのは資料 2-2 ですね。

三好補佐：　はい、そうでございます。資料 2-2 と、実際にはパブリックコメントにかける場合には、多くの方にどういうところが改訂点かというのが分かりやすく御覧いただく必要があると思いますので、資料 2-1 も含めて公開して御意見を賜りたいと考えております。

また、本日の御意見を反映しまして、この資料 2-1、2-2 については若干修正をして、委員の皆様に御確認をいただいてからパブリックコメントにかけたいと考えています。

佐藤委員長：　そうしますと、スケジュールとしてはいつ頃までに委員の皆さんから御意見をもらうことになりますか。

三好補佐：　後ほどお話しますが、第 7 回の委員会も考えまして、できれば今月中に修正をしまして、来月前半までには委員の皆様の御確認を経て、パブリックコメントとして開始したいと考えています。

佐藤委員長：　そうしますと、資料 2-1、2-2 両方ですけれども、特に文言修正については、今の時点では付随する活動の点と、当該という部分の 2 カ所を事務局の方で修正していただくということと、もし皆さんでお気づきの点があれ

ば、なるべく早く事務局にコメントしていただきたいと思います。

事務局からは週明け早々ぐらいに、こんなことでどうかということを委員の皆様に提示する感じになるという理解でよろしいでしょうか。

三好補佐：　はい。資料 2-2 につきましては、今回の大きな改訂点、また併せまして毎回で大変申し訳ございませんが、修辞上の修正も幾つかございます。大変基準自体ページ数が多くて申し訳ございませんが、週明けぐらいにお送りする前に、再度資料 2-2 を御確認された上で、ここはというところがございましたら事務局にもお問い合わせいただけたらと思います。

篠崎委員：　この認証基準はニュートラルも含んでいますが、ニュートラルの方はそのままでしょうか。どこか変わっているのですか。

三好補佐：　今回の素案につきましてはニュートラルのところは特に修正は行っておりません。

篠崎委員：　では、分厚いですが、読むところはオフセットのところだけですね。分かりました。

佐藤委員長：　それでは、御意見がありましたら、お忙しいところ恐縮ですが、今週いっぱいに事務局に寄せていただいて、来週以降のなるべく早く事務局から皆さんに提示するという段取りでいきたいと思いますのでよろしくお願いします。

1 点確認ですが、委員の皆さんからも質問がありましたが、資料 2-1 に書いてあるものが全部資料 2-2 に載っているわけではなくて、それは手引きに載せるということですが、そうしますとパブコメに載せた場合に似たような質問が出てくると思いますが、そこはどのように対応されますか。

三好補佐：　そこにつきましては、少し事務局の方で工夫をいただきまして、例えば今回改訂をかけようというところが資料 2-2 の基準でいうと何ページである、もしくは 2.3.8 に当たる、また先ほど御質問いただいた 8 割というところについては手引き等にあるという形で付記させていただきたいと考えています。

佐藤委員長：　ありがとうございます。

いかかでしょうか。よろしければ次に進みたいと思います。

議題 3. オフセット・プロバイダープログラム基準改訂に関する審議

佐藤委員長：　続きまして、議題 3 のオフセット・プロバイダープログラム基準改訂に関する審議について。環境省より御説明お願いします。

三好補佐：　では引き続きまして、議題 3、オフセット・プロバイダープログラム基準改訂についての審議につきまして、私の方から説明させていただきます。資料 3-1、及び 3-2 になります。

今回のオフセット・プロバイダープログラム基準の改訂につきまして、プロバイダープログラム自体がこの制度の中で動き始めましてまだ数カ月でございます。しかし、この数カ月の中でプロバイダープログラムに参加される方、また予備審査機関の方から御質問等がございまして、ここはやはり修正をしておかないと今後このプログラムの運営上問題があると思われる2点について改訂を考えているところでございます。

この案につきましては､資料3-1に沿って御説明をさせていただきます。

まず、資料3-1の2ページを御覧ください。

オフセット・プロバイダープログラムにつきましては、プログラムに参加されるオフセット・プロバイダーの皆さんが信頼性の確保、クレジットを二重で売買していないか、またこのクレジットの無効化や償却をしっかりされているか、金銭的なやり取りや契約書の内容、またプロバイダー様の企業の中でのやり取り等については文書で定められているのか。これを予備審査という形で監査法人様やISO14065の認定機関の皆様のうち､登録をいただいた機関に予備審査を行っていただいております。

また、この予備審査実行後は、このプログラムの参加については1年間の有効期間がございますが、この1年間の間、半年以内に1回実は定期的な確認を予備審査機関に行っていただくことになっております。

ただし、この定期確認の段階について、どの制度文書、つまりプロバイダー基準を基にして確認をすればよいのかという御質問を受けました。

この適用基準が運営委員会等を通じまして何度か改訂されますと、この予備審査後半年以内の定期確認の間に基準が変わっている可能性がございます。その場合には大幅な見直しがあった場合に予備審査の場合と定期確認では見る内容が違うという問題が想定されます。

これは予備審査機関にとっても、どちらの基準を見ればいいのか、またプロバイダー様についても予備審査のときと定期確認のときで見られるところが違うということになりますと必要な帳簿が異なるということで負担感も増します。

そこで、今回の基準の改訂については予備審査のときに判断基準に用いられたバージョンを定期確認でも御活用いただく。これによって予備審査機関も、またプロバイダー様も予備審査のときの基準に沿って書類の確認を行うということで負担感を軽減しようというものです。

ただし、有効期間1年が満了しまして、再度更新審査をいただくときには、その最新の適用基準に沿って更新審査をしていただくということでどうかということでございます。

次に3ページの申請者の要件でございます。

現在、オフセット・プロバイダー基準については、申請いただくプロバイダー様はクレジットの取引実績が 2 件以上あるということになっております。これにつきまして、事業者の皆様から、クレジットの取引実績はどのぐらい遡ってカウントしてよいのかという御質問を受けております。

プロバイダーの皆様については、大変以前から御活躍されているプロバイダーの皆様もいらっしゃいますし、昨今、特にこの 1 年以内にプロバイダー業務を開始したという皆様もございます。ここを一律にするわけにはいきませんが、今後、プロバイダー業務を多くの皆様に行っていただくということであれば、この予備審査から実際には事務所訪問日から遡って 1 年以内に 2 件以上ということでどうかということで今回整理をしたものでございます。

実際には 1 年以内にかなりの件数の取引をしているところもあるかと思いますし、これから実施しようという方については、なかなか件数が 2 件に足りないというところもあるかと思いますが、やはり 1 件では足りないので、2 件であれば比較対象ができるのではないかということで、予備審査の事務所訪問日から遡って 1 年以内と整理をしたところでございます。

具体的な内容については、審査時の適用基準については資料 3-2 の 1 ページで、申請者の要件については 1～2 ページにかけて記載しております。

そのほか基準の改訂につきましても、第三者認証基準は同様に修辞上で少し修正をさせていただいているところがございます。

資料 3-1、3-2 の説明については以上でございます。

佐藤委員長：　ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明について、御質問なり御意見をお願いいたします。

野崎委員：　冒頭の藤倉委員の御質問にも関係するのですが、始まったばかりということであまりデータはないのかもしれませんが、登録プロバイダーを通さないような取引というのがどのぐらいあるのかということと、前はあんしんプロバイダーという制度がありましたが、そちらを通さないものの比率を大ざっぱでいいのですが教えていただきたいと思います。

三好補佐：　御質問ありがとうございます。

今、野崎委員からもお話がありましたとおり、旧カーボン・オフセット認証制度、気候変動対策認証センター様が主体でされていたときにあんしんプロバイダー制度がございました。

今回、私ども環境省が実施するということで、オフセット・プロバイダープログラムという形で実施しておりまして、現在、このオフセット・プロバイダープログラムに御参加いただだているプロバイダー様が 5 社ござい

ます。多くの方からの申請があり、今後も増える予定でございます。

また、あんしんプロバイダーでは、最終的に 10 社まで御参加いただいたプロバイダー様がいらっしゃいました。

その中には現在、まだオフセット・プロバイダープログラムには参加していないけれども、参加を予定されている方もいらっしゃいますので、現時点ではプロバイダープログラム、もしくはあんしんプロバイダーを通さずにプロバイダー業務をされている方がどれぐらいいるかというのは正直全てのデータを取り出すには時間がかかります。何らかの機会に御紹介できればと思いますが、その中にははっきり申しましてやはり信頼性の部分で問題があると考えているものもございます。

私どもとしましては、そういうところにも信頼性の担保というものが、先ほど篠崎委員からもありましたが、分かりやすく消費者からも御理解いただけることがカーボン・オフセットのためには必要だと思っておりますので、任意団体でございますがカーボン・オフセット協会というところがございまして、このオフセット・プロバイダープログラムに御参加いただいている方、またいただいていない方も任意団体としてプロバイダーの方がいろいろと情報交換をされている組織がございますので、そこを通じてプロバイダープログラムの参加を求めておりますし、また協会の方でございましたら、年間実際にどれぐらいのプロバイダー業務の件数があるのか、京都クレジットや JVER、国内クレジット以外の海外のボランタリークレジットやクレジットを通さない特定者間の取引というものもあるかと思います。

実際にはプロバイダー業務に当たるかどうか分かりませんが、J-VER の森林吸収に大変類似した制度で鹿児島県が独自でやっている鹿児島ファンドやフォレストック制度もございまして、こういうものもプロバイダーではないですけれども、自治体や組織がクレジットとしてオフセットを実施している実例もございまして、そういうものを含めますとぼんやりとした形でしかお示しできないかと思いますが、何らかの形でプロバイダーが我が国でどれぐらいの規模が業務としてあり、またそのプロバイダー業務の中でオフセット・プロバイダーがどれぐらいの割合があるのか、かつては国際協力銀行が年間のクレジットの取引量をプロバイダーや金融機関、商社にデータを求めていたということがございます。ただ、現在その調査は海外環境協力センターが引き継いでおりますけれども、全体像をどれだけ把握しているのかということもございますので、そういうものも含めて次回の委員会等でお示しできればと考えております。申し訳ございません。

佐藤委員長：　よろしいでしょうか。

私から委員の皆さんにお伺いしたいのですが、最初の各審査時期による適用基準のところに関連する条文は資料 3-2 でいうと 1.3 に出てきています。私は資料 3-1 を見たときにどこの条文を見たからというと、定期確認というところで見たのですが、そこにはどの基準を使えということはどこにも出てこないのです。今の事務局の説明によって 1.3 の基準の改訂のところに基準の適用の件まで、これは今回の改訂ではなくて前からこういう文章があったということがわかったのですが、実際に運用する側から見ると、基準の改訂という前半はいいのですが、後段の基準の適用というのも基準の改訂のところに書いた方が使いやすいのでしょうか。私はこれを見て、実際にこういうものを実際に使っていない素人から見ると定期確認のところを見てしまうのですが、使用する側から見るとどんな感じなのか御意見をいただきたいのですが。

野崎委員：　いろいろな基準の作り方があると思いますが、改訂があったときに、改訂に関しては大体末尾の方に附則等で入るパターンが 1 つあります。そのとき本基準はどういうふうに適用するということを明示されるパターンがありますので、そういう基準の作り方をされる場合は私どもは大体そこを見ていくという形が 1 つ。

そうでない場合の御質問ですが、おっしゃるようにそれぞれに書いてあるというのは分かりやすいとは思うのですけれども、その場合は恐らく定期確認に限らず、予備審査も含めて基準というのをどの時点で、改訂というのは常にあるので、適用していくのかということをそれぞれ明示しておいた方が分かりやすいとは思いますが、その辺はいろいろな方が、例えば基準に関してはプロバイダーさんも御覧になると思うのですが、私はどちらかというとチェックする方の目線で見ていますけれども、一般的な事業者さんとしてはどちらの方が見やすいのかというのはもう少し他の方の御意見を伺いたいと思います。

佐藤委員長：　篠崎委員、いかがですか。

篠崎委員：　すみません、私はプロバイダーではないので詳しくその辺のところは申し上げるだけのものを持っておりません。申し訳ありません。

佐藤委員長：　澤田委員、いかがですか。

澤田委員：　法律改正の場合ですと、多分先ほどおっしゃったように、改訂の処置については最後の方に持ってくるのではないかと思いますが、総則のところにあるのは少し違和感があります。

先ほどから何度も読んでいるのですが、意味がよく分からないのですが、「改訂後の基準において特別に定める場合を除き、改訂から半年間は前の基準または改訂後の基準のいずれでもいい」ということなのでしょうか。

定期確認では予備審査で使用したものを使うということがマストなのでしょうか。

三好補佐：　御質問ありがとうございます。

私の説明が不十分なところがありましたが、資料 3-2 の 1.3 を御覧いただければと思いますが、マストということではなくて優先ということで、例えばプロバイダー事業者様が更新後の基準でも大丈夫だということであれば、それを基に定期確認ができるということで、やはり上位のものを使えるという形にはしているところでございます。

一方、この書きぶり等について不明確なところ、特に「改訂日から半年間は」となっていて、実際にはこれが半年間ということで「半年以内に定期確認を行わなければならない」というところとつなげているところでございますけれども、そういうところはもう少し明確に分かりやすくした方がいいというのはまさしく御指摘のとおりだと思います。

佐藤委員長：　そうしますと、総則ではなくて、野崎委員の御指摘のように実際に具体の作業をする予備審査のところに基準の取扱いや定期確認のところに入れるというのもひとつあるのではないかと思いますがいかがですか。

事務局：　よろしければ事務局の方で、今総則にある基準の改訂を先ほど御意見にありましたように、例えばこの基準の一番最後に設けるバージョンと、一つ一つの項目に落としたバージョンの 2 つ程度をお示しはすぐにできるかとは思いますので、そういった形で委員の皆様に回覧させていただくということでいかがでしょうか。

内容につきましては、先ほど三好様からもございましたとおり修正する表現はあるかと思いますが、方向性として皆様がよろしいようであれば、あとは場所の問題ですので、こちらに関しては事務局で是非対応させていただきたいと思います。

佐藤委員長：　ということは、二通りで示すということでしょうか。

事務局：　皆様がどちらの方が読みやすいかというのは御意見をいただいた方がよろしいと思いますが、今この場でどちらの方がいいのかというのは多分今の段階では手元に資料がない状況で御審議いただくのも難しいかと思いますので、こちらの書きぶりに関してはパターンを分けて委員の皆様に御提示できればと思います。

野崎委員：　その案を提示いただくときに 1 つお願いがあるのですが、附則的に末尾に改訂の都度入れていくときのメリットは、日付を明確にできるということで、一般化ではなくて個々に明確にできるということがあるので、その辺もいろいろなパターンがあると思いますが、御配慮いただいてお作りいただければと思います。

佐藤委員長：　　そうしますと、基準の改訂のところは後半の適用部分については削除して、代替案として二通り事務局の方で用意していただくという理解でよろしいでしょうか。

事務局：　　今現在 1.3 に書かれているものについては、まず書きぶりを変えること。それから前半部分と後半部分では言っていることが違いまして、前半部分に関しては基準の改訂で、どのように改訂をするかということでございますので、こちらに関しては最後のところに持ってくるのかどうかということ。それから後半部分はどの基準をどの審査に適用するか、これに関しましては各基準の中に落とし込むような形で、またパターンを分けて皆様にお示しできればと思います。

佐藤委員長：　　よろしいでしょうか。ではそういうことで事務局、よろしくお願いいたします。

これは審議事項ですので、その案をいただいたところで皆さんがよろしければそこで御了解いただいたという扱いにしたいと思います。よろしくお願いします。

議題 4. その他

佐藤委員長：　　それでは、最後の議題 4、その他について。環境省より御説明お願いします。

三好補佐：　　では、議題 4、その他についてということで、今年度のカーボン・オフセット制度の運営委員会について、前回お示ししましたが、資料 4 に基づきまして御説明させていただきます。

前回第 5 回の 7 月 1 日の運営委員会についての資料とほぼ同様でございます。前回、小委員会の審議結果の報告、またオフセット認証の基準の改訂ということで小さな改訂でございましたが、今回、小委員会の報告を受けたオフセット認証基準の改訂ということで、ただ今御審議いただいたところでございます。またオフセット・プロバイダー基準の改訂につきましても御審議いただいたところでございます。

そして先ほど佐藤委員長からもお話がありましたとおり、今後、今回の改訂内容につきまして、再度私どもと事務局で内容について修正したものを委員の皆様に御覧いただいた上でパブリックコメントにかけます。そしてパブリックコメントでいただきました御意見を反映したものを次回第 7 回、11 月頃を予定しておりますが、オフセット認証基準の改訂、パブコメ後の対応ということで皆様に御覧いただき、認証基準の改訂を実施したいと考えているところでございます。

そして、当初は第 7 回の基準の改訂をもって今年度の運営委員会開催に

ついては3回と考えていたところでございますが、先ほど篠崎委員からも御質問がございましたように、各種ガイドラインやそのガイドラインの基になっております我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）の改正等を私どもは進めるべきかと考えております。

これは、分かりやすさのみならず、例えば藤倉委員、野崎委員からもお話がありましたとおり、これまでオフセット・プロバイダーの皆様が実施されてきたカーボン・オフセットについても、やはり5年、6年、旧指針から時間がたつにつれて内容等をやはり現代的に分かりやすく信頼性のあるものにしていく必要があるかと思いますので、この指針の改正、またガイドライン等の改正を考えておりますが、これを勘案しまして、実は第8回を年明けに予備日となっておりますけれども、1回程度開催したいと考えております。

これにつきましては、本日御出席の委員の皆様には既にお分かりかと思いますけれども、今回の基準の改訂についてはカーボン・オフセットの類型でいいますⅠ-1型「商品・サービス」、Ⅰ-2型「会議・イベント」、Ⅰ-3型「自己活動」について、どういう形で分かりやすく信頼性があるものにしていくかということでの改訂で御審議いただいております。そこでは実はⅡ型「自己活動支援」というものが今回の基準改訂からは外している状況でございます。このⅡ型「自己活動支援」につきましては、今回の基準の改訂ということでも、私ども審議案件にするか考えたところでございますけれども、先ほど言いましたカーボン・オフセットのあり方、指針やガイドラインの改訂と併せて考えるべきではないか。今回の改訂と併せて来年度、恐らくは新たな我が国における温室効果ガスの排出削減の目標が定まった中で、カーボン・オフセット、またこの制度の位置づけの中で立ち位置をしっかりしていくために、年明けに、このⅡ型「自己活動支援」について御審議、御議論いただきたいと考えているところでございます。

今後の運営委員会の予定について、この資料を基に御説明させていただきました。以上でございます。

佐藤委員長：　ありがとうございます。

ただ今の予定についての御説明について御質問はございますか。

よろしければ、今年度はこのような形で審議を進めていく予定ということで御理解いただければと思います。皆さんよろしくお願いいたします。

本日予定された議事は以上です。それでは、第6回カーボン・オフセット運営委員会を終了します。どうもありがとうございました。

（終了）